

# 障害者福祉制度（精神）ガイド

令和6年4月現在

ページ	主な内容
1	手当
2	年金、貸付
3	生活保護、医療費、税の減免・軽減
4	税の減免・軽減
5	保育施設の利用、免許取得費・交通費
6	駐車場料金等・交通費
7	電話・施設等利用料、NHK 放送受信料
8	障害福祉サービス、住宅、防災
9	ごみの収集、文化・スポーツ
10	文化、相談支援
11	職業相談、就業支援、就業・生活相談

手当

発行:高知市保健所 健康増進課 電話:088-803-8005 FAX:088-823-8020

制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考
			1級	2級	3級		
手当	障がい福祉課 医療福祉担当 823-9053	<p>公的障害年金を受給していない児童(施設等入所者を除く)に対して支給。</p> <p>月額 15,690円 ※ 所得制限あり 毎年2・5・8・11月 銀行振込</p>	20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方。			<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>診断書</li> <li>認定請求書</li> <li>所得状況届</li> <li>同意書</li> <li>通帳</li> <li>口座振替申出書(対象児分)</li> </ul>	診断書は所定の様式のもの。
		<p>公的障害年金を受給していない児童(施設等入所者を除く)の保護者に対して支給。</p> <p>月額 55,350円 (1級・重度) 月額 36,860円 (2級・中度) ※ 所得制限あり 毎年4・8・11月 銀行振込</p>	○ 一部	○ 一部	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定請求書</li> <li>戸籍謄本</li> <li>診断書</li> <li>同意書</li> <li>通帳</li> <li>マイナンバーがわかる書類</li> <li>印鑑(認印)</li> </ul>		
		<p>障害児福祉手当を受けていない児童(施設等入所者を除く)の保護者に対して支給。</p> <p>月額 7,300円 ※ 所得制限なし 毎年3・7・11月 銀行振込</p>	特別児童扶養手当1級相当の障害がある18歳未満の児童。			<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等</li> <li>印鑑(認印)</li> <li>通帳</li> <li>福祉事務所の発行する障害児福祉手当不支給証明書</li> <li>特別児童扶養手当認定通知書</li> </ul>	
		<p>施設入所者および3か月を超えて入院した場合は資格なし</p> <p>月額 28,840円 ※ 所得制限あり 毎年2・5・8・11月 銀行振込</p>	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方。			<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>認定請求書</li> <li>診断書</li> <li>通帳</li> <li>所得状況届</li> <li>同意書</li> <li>前年度受給した年金額の分かるもの</li> </ul>	診断書は所定の様式のもの。
		<p>父母の離婚等によりひとり親家庭となった児童について、児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給する手当です。</p> <p>ただし、児童の父または母が一定の障害の状態にある場合は、児童扶養手当の対象となる可能性があります。</p> <p>※ 児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で心身に一定の障害がある方を言います。</p> <p>※ 支給は申請月の翌月分から対象となります。ただし所得制限があります。2か月毎に前月分が奇数月に支給されます。</p> <p>※ 受給資格者または児童が公的年金給付の支給を受けている場合は、児童扶養手当額との差額分が支給されます。詳しくはお問い合わせください。</p>	子育て給付課 823-9447			<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格・手当金額・申込方法・添付書類については、子育て給付課にお問い合わせください。</li> </ul>	
		<p>児童扶養手当</p>					

	制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考
				1級	2級	3級		
年金	(国民年金) 障害基礎年金	中央窓口 センター 国民年金担当 823-9439	障害の原因となったケガや病気で初めて治療目的で診療を受けた日(初診日)の前日において、国民年金保険料の一定の滞納がない等の納付要件を満たしている方が、初診日から原則1年6か月後の障害認定日(この日が20歳前である場合は20歳到達日)に国民年金法で定める障害状態にあるときに支給される年金です。 65歳の誕生日の前々日までの初診日が対象となります。 20歳前に初診日がある障害で受給される場合は、本人の所得制限があります。 1級 年額 1,020,000円【1,017,125円】 2級 年額 816,000円【813,700円】 ※ 偶数月の15日に支給。 ※【】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額				資格要件や請求内容により必要書類が異なりますので、国民年金担当窓口にお問い合わせください。	初診日に厚生年金保険加入者または国民年金第3号被保険者(厚生年金保険加入者の被扶養配偶者)であった場合は最寄りの年金事務所、共済組合員であった場合は所属されていた共済組合へお問い合わせください。  ※ 次に該当する場合は、支給されません。 ① 日本国内に住所を有しないとき ② 前年の所得が、受給にかかる所得要件を満たさない場合 等  不支給要件の詳細は最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
	(国民年金) 障害年金 生活者 支援給付金		障害基礎年金受給者に対して、受給している年金に上乗せして支給される福祉的給付金制度です。 1級 月額 6,638円 2級 月額 5,310円 ※ 所得制限あり 偶数月の15日に支給。					
	特別障害 給付金		国民年金への加入が任意であった時期に国民年金に任意加入していなかったことが原因で障害基礎年金の受給権を得ることができなかった障害者に対する給付金制度です。 なお、65歳の誕生日の前々日までに申請する必要があります。 1級 月額 55,350円 2級 月額 44,280円 ※ 対象は65歳未満 偶数月支給。					
	心身 障害者(児) 扶養共済制度	障がい福祉課 医療福祉担当 823-9053	障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障害のある方が終身一定額の年金を受給する制度です。  1口加入 年金月額 20,000円 2口加入 年金月額 40,000円	> 精神障害者保健福祉手帳等 > 印鑑(認印) > 住民票 > 申請書等 (申請は偶数月の20日まで) > 診断書(精神手帳3級の方)	精神に永続的な障害があり、その障害の程度が、知的障害児・者または身体障害児・者のうち身体障害者手帳1級から3級までに該当する方と同程度と認められる方で、保護者等が65歳未満の方。 保護者の加入資格制限あり(病気や障害がなく生命保険に加入できる程度の健康状態であること)。掛金の減額制度あり(生活保護または市民税均等割以下の世帯)。			
貸付	生活福祉資金 貸付制度	高知市 社会福祉協議会 共に生きる課 856-5539	他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯や障害を持つ方がいる世帯を対象に、必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度。	・住民票、所得証明書 など ※ 申請内容によって必要な書類が異なります。	この制度は各種要件があり、その要件に該当しない場合は貸付対象になりませんので、まずは電話にてお問い合わせください。			

生活保護、医療費、税の減免・軽減

発行:高知市保健所 健康増進課 電話:088-803-8005 FAX:088-823-8020

制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考				
			1級	2級	3級						
生活保護	第一福祉課 第二福祉課 823-9442	担当ケースワーカーに手帳の等級等をお知らせください。	○	○	○						
医療費	後期高齢者医療	保険医療課 後期高齢者医療係 823-9380	「手帳」1~2級所持者は、65歳から申請により後期高齢者医療制度が適用。 (75歳以上の人は、障害の有無に関わらず加入対象)			<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>保険証</li> <li>印鑑(認印)</li> </ul>	申請はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することも可能(75歳になるまで)。				
	自立支援医療(精神通院医療)	健康増進課 803-8005	精神通院にかかる医療費が原則自己負担1割になる制度。 ※ 世帯(同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とする)の市民税課税状況により自己負担上限額が設定されます。			手帳の有無は関係なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>保険証</li> <li>所定の診断書(原則2年に1回)</li> <li>マイナンバーがわかる書類、身元確認書類等(詳しくはお問い合わせください。)</li> </ul>	原則として、医療機関・薬局・訪問看護等はそれぞれ1か所が適用。 適用となるのは申請受付日以降で、有効期限は1年。毎年更新手続きが必要。			
税の減免・軽減	所得税	国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901	所得控除	障害者控除	27万円の適用	所得金額から左の額を控除します。(軽減される税額は所得の金額等によって異なります。)		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>各種証明書 など</li> </ul>	前年の12月31日の時点で、65歳以上で、要介護1~5と認定されている方は、障害者・特別障害者控除が受けられる場合があります。 詳しくは、高齢者支援課(823-9441)までお問い合わせください。
				特別障害者控除	40万円の適用		○				
				同居特別障害者控除	75万円の適用		○注	注)同一生計配偶者又は扶養親族			
	相続税			障害者控除	精神に障害のある人が相続や遺贈により財産を取得した場合 税額控除[※85歳以上は控除なし] =(85-障害者年齢)×10万円 (特別障害者は20万円)						
贈与税			非課税	障害者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方等の定期的な生活費などに充てるために、その方を受益者とする一定の信託契約に基づいて財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。					<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳 など</li> </ul>	制度の適用に関し、不明な点等がある場合は、お問い合わせください。	

制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考		
			1級	2級	3級				
住民税	市民税課 823-9421	所得控除	26万円の適用		○	○	>精神障害者保健福祉手帳 >各種証明書  前年の12月31日の時点で、65歳以上で、要介護1～5と認定されている方は、障害者・特別障害者控除が受けられる場合があります。詳しくは、「高齢者支援課(823-9441)」までお問い合わせください。		
		特別障害者控除	30万円の適用	○					
		同居特別障害者控除	53万円の適用	同一生計配偶者又は扶養親族が、「手帳」1級					
		非課税	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者	○	○	○			
※ 税の減免・軽減	自動車税種別割	中央東県税事務所 866-8510	税の減免	生計を一にする親族や常時介護する者が、専らその「手帳」1級所持者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件(車種、運転者、自動車の使用要件等)を満たせば税が減免されます。減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。			>精神障害者保健福祉手帳 >申請書等 >通院、通学、通勤等証明書 >住民票等 >免許証 >車検証	常時介護者運転の場合は左記の申請書類に加えて自動車運行計画書、誓約書が必要。 ※ 減免申請は納期限(4月1日～5月末)又は登録時。	
	軽自動車税種別割	市民税課 823-9423	税の減免	「手帳」1級所持者が所有する軽自動車等を自らが運転する場合や、生計を一にする者が「手帳」1級所持者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。減免の対象となる軽自動車やバイクは障害者1人について1台に限ります。			>精神障害者保健福祉手帳 >申請書等 >運転者の免許証 >車検証 >届出人の本人確認書類	※ 減免の申請期限は4月1日～5月31日まで。	
	自動車税環境性能割 ・ 軽自動車税環境性能割	高知県中央東 県税事務所員駐在所 866-3705 全国軽自動車協会 連合会高知事務所 842-4311	税の減免	生計を一にする親族や常時介護する者が、専らその「手帳」1級所持者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件(車種、運転者、自動車の使用要件等)を満たせば税が減免されます。減免の対象となる自動車は障害者1人について1台に限ります。			>精神障害者保健福祉手帳 >申請書等 >通院・通学・通勤等証明書 >住民票等 >免許証 >車検証	常時介護者運転の場合は左記の申請書類に加えて自動車運行計画書、誓約書が必要。 ※減免申請は登録時。	
※ 令和元年9月30日に「自動車取得税」が廃止され、令和元年10月1日から「自動車税環境性能割」「軽自動車税環境性能割」が導入されました。また、「自動車税」「軽自動車税」の名称は「自動車税種別割」「軽自動車税種別割」に変わりました。									
ゴルフ場利用税	中央東県税事務所 866-8500	非課税	利用者が「手帳」等を提示して対象者であることを証明した場合に、非課税の適用を受けられます。			○	○	○	「手帳」等、証明書類の提示が必要。

税の減免・軽減

保育施設の利用、免許取得費・交通費

発行:高知市保健所 健康増進課 電話:088-803-8005 FAX:088-823-8020

制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考		
			1級	2級	3級				
保育施設の利用	保育施設の利用 保育料の軽減 副食費の免除	保育幼稚園課 823-4012  児童の保護者が精神又は身体に障害を有している場合や、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合は、保育を必要とする事由として保育施設の利用を申し込むことができます。 また、市区町村民税所得割(年税額)77,101円未満の階層に認定された方で次に該当する場合は、0~2歳児クラスの場合は保育料の納付が軽減され、3~5歳児クラスの場合は副食費が免除されます。 ◎ 生計を同一とする在宅障害児(者)のいる世帯で、次に掲げる児(者)を有する世帯 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者 ② 療育手帳の交付を受けた者 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ④ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者	○	○	○	該当する要件によって必要書類が異なりますので、保育幼稚園課(入所担当)にお問い合わせください。	利用申込時、保育幼稚園課(入所担当)にお問い合わせください。		
	自動車運転免許取得費助成	障がい福祉課 医療福祉担当 823-9053  免許取得により就労等社会活動に参加促進できるように取得費用の一部を助成 助成額:必要経費の2/3以内(上限10万円)	○	○	○	>精神障害者保健福祉手帳 >申請書 >見積書	自動車運転免許取得前に申請すること。※免許取得後に助成		
免許取得費・交通費	<路面電車> とさでん交通  <バス> とさでん交通 県交北部交通 高知東部交通 高知高陵交通 高知西南交通	▶はりまや橋サービスセンター 882-0119  以下の路線のことに ついては各社にお問い合わせください。 ▶高知東部交通 (高知安芸線以外) 0887-35-3148 ▶高知高陵交通 0889-42-1705 ▶高知西南交通 0880-34-1266	本人	路面電車とバス(高速バスは除く)の運賃が半額。	○	○	○	【割引に必要なもの】 >精神障害者保健福祉手帳(顔写真付) >現金にて支払い時またはICですかカードや定期券を購入時に提示が必要。(手帳は2年に1回更新手続きが必要。) >ICですかカードは1年に1回更新手続きが必要。	顔写真付に限る  写真付の手帳を希望される場合は、再交付の申請が必要ですので、詳しくは「健康増進課(803-8005)」までお問い合わせください。
	介助者	「手帳」1級所持者と一緒に利用する介助者(1名)は運賃が半額。 ※ 但し、電車のみ12歳未満の手帳所持者の介護者は、1・2・3級とも運賃が半額。	○※	※	※				

上記以外にも、一部のバス事業者で、精神障害者保健福祉手帳による割引が行われる可能性があります。割引の有無及び内容については、各バス事業者にお問い合わせください。

制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考
			1級	2級	3級		
<b>駐車場料金等・交通費</b>	こうちあったかパーキング制度 高知県障害福祉課 823-9633	障害のある方などで移動に配慮が必要な方を対象に、公共施設や店舗などでの障害者専用駐車場の利用証を交付する制度。	○			>精神障害者保健福祉手帳 >交付申請書 ※ ご家族が代理で申請する場合は、代理人の方の身分証明書が必要です。	
	市営駐車場の駐車料金減免制度 都市建設総務課 823-9216	以下の対象駐車場利用時、運転者ご本人もしくは同乗者が手帳をお持ちの場合、最初の1時間までの駐車料金が全額免除となります。 対象駐車場 ・高知市中央公園地下駐車場(872-7450) ・高知市県庁前通り地下駐車場(822-1175)	○	○	○	各駐車場料金所で駐車料金精算時に「手帳」提示。	駐車料金減免制度とスタンプサービスの併用はできません。 高知市以外の居住者も減免対象。
	タクシーの運賃割引 各タクシー会社 (高知市区域の一部の会社)	乗車時に「手帳」を見せることで、割引を受けられる場合があります。 ※ 割引が適用にならないタクシー車両もあります。 必ず乗車前に確認をしてください。	○	○	○	乗車時に「手帳」提示。	事前申し込みが必要な場合があります。 乗車前に割引が適用になるか要確認。
	土佐くろしお鉄道運賃割引 土佐くろしお鉄道 ▶ 安芸駅 0887-34-8800 ▶ 中村駅 0880-35-4961	適用区間は、 四万十くろしおライン(中村・宿毛線)、ごめん・なはり線。	○	○	○	乗車券購入時に「手帳」提示。	「手帳」1級所持者と一緒にご利用する介助者(1人)も割引対象。
	航空旅客運賃割引(国内線のみ) 航空券販売窓口	満12歳以上で、顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。介護者も対象(1名まで)。 ※ 本人が3歳から11歳の場合は介護者1名割引 ※ 運賃割引額については、各航空運送事業者がそれぞれ設定しています。航空運送事業者又は路線によって異なることがありますので、直接お問い合わせください。	○	○	○	>精神障害者保健福祉手帳(顔写真付き。搭乗日当日が有効期間内であるものに限る。) >航空券販売窓口で「手帳」を提示。 >介護者と共に搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入してください。	顔写真付きの手帳を希望される場合は、再交付の申請が必要ですので、詳しくは「健康増進課(803-8005)」までお問い合わせください。

駐車場料金等・交通費

発行:高知市保健所 健康増進課 電話:088-803-8005 FAX:088-823-8020

電話・施設等利用料、NHK放送受信料

発行：高知市保健所 健康増進課 電話：088-803-8005 FAX：088-823-8020

	制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考
				1級	2級	3級		
利用料等の免除・割引	NTT 無料電話番号 案内 【ふれあい案内】	NTT西日本 ふれあい案内担当 0120-104-174 (平日 9:00～ 17:00、土日祝日及 び年末年始を除く)	電話帳の利用が困難な「手帳」所持者を対象に、 事前登録により無料で電話番号を案内します。	○	○	○	>精神障害者保健福祉手帳 >申込書	事前に登録が必要です。 ※ ふれあい案内の利用については、NTT 西日本及び NTT の 104 をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104 をダイヤルした場合が対象となります。
	携帯電話 料金割引	手帳の所持者を対象にした基本使用料等の割引 > NTTドコモ (ハーティ割引) > KDDI (スマイルハート割引) > ソフトバンク (ハートフレンド割引)		○	○	○	>精神障害者保健福祉手帳 >預金口座の分かるもの >金融機関届出印 など	申請は各社ショップまたは各社携帯電話取扱店でご相談ください。
	公営施設等の 入場料・使用料 割引	一部の各公営施設等で、精神障害者保健福祉手帳による割引が行われています。割引の有無及び内容については、各公営施設等にお問い合わせください。						
	NHK 放送受信料免除	健康増進課 803-8005	全額免除 「手帳」所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合。  半額免除 「手帳」1級の方が、世帯主かつ受信契約者の場合。	○	○	○	>精神障害者保健福祉手帳 >印鑑(認印)	NHKの窓口でも申請可能です。NHKで申請する場合は、各種証明書類、手帳、印鑑を持参してください。 【各種証明書類】 全額免除：住民票(世帯全員分) 市町村民税非課税証明書(世帯全員分) 半額免除：住民票(世帯全員分)
	映画館 入場料金割引	各映画館	入館時に「手帳」を見せることで、入館料が割引となる場合があります。 ※ 割引制度の内容は各映画館で異なりますので、詳しくは各映画館にお問い合わせください。	○	○	○	>精神障害者保健福祉手帳	



	制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考
				1級	2級	3級		
障害福祉サービス	日常生活用具の給付	障がい福祉課 医療福祉担当 823-9053	頭部保護帽・火災警報器・自動消火器	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>申請書等</li> </ul>	
	介護給付	障がい福祉課 地域生活支援室 823-9378	居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援	<サービス利用対象者> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者等(知的障害児・者または精神障害者の場合で手帳をお持ちでない方は、必要に応じて県立療育福祉センターの判定や病院の診断等をお願いする場合があります。) ・難病等(対象疾患による障害がある方が対象。)			<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等</li> <li>印鑑(認印) (自署しない場合のみ。)</li> <li>マイナンバーがわかる書類、身元確認書類等(詳しくはお問い合わせください。)</li> </ul> 負担上限額の軽減を受ける場合は >収入の確認ができる資料等 ※ 65歳以上の方は、介護保険制度のサービスが優先となります。	詳しくは電話でご相談ください。 ※ 利用に当たって、障害支援区分認定やスコア判定を行います。 結果によってはご希望に沿えない場合や、サービスによっては個別相談が必要な場合があります。
	訓練等給付		自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)					
	地域生活支援事業		移動支援、日中一時支援、訪問入浴、福祉ホーム、地域活動支援センター					
	障害児通所支援		児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援					
住宅	県営住宅	高知県 住宅供給公社 管理課 883-0344	住宅に困っている入居申込者の中に1・2級の手帳の交付を受けている方は抽選において優遇措置を実施。	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>県営住宅入居申込書</li> <li>郵便はがき2枚</li> </ul>	定期募集は、 5月・8月・11月・2月の年4回
	<障害者世帯向け> 市営住宅	高知市営住宅 管理センター 823-9067	特定目的住宅(障害者向け住宅)として専用の枠を設けて入居者を募集。	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>印鑑(認印) ※申込人本人が署名しない場合のみ。</li> <li>申請書等</li> </ul> 当選後に精神障害者保健福祉手帳等が必要です(所得証明書、住民票、戸籍・源泉徴収票等が必要な場合があります)。詳しくはお問い合わせください。	入居者募集は、 6月・10月・1月の年3回 募集時期によっては、空室がないなどの理由で希望の特定目的住宅が募集されない場合があります。 詳しくは、「あかるいまち」をご覧ください。
	<障害単身者向け> 市営住宅			○	○	○		
防災	高知市 家具等転倒防止 対策支援事業	地域防災推進課 823-9040	地震の揺れによって、家具等の転倒等による被害を防止するために、ご自宅の家具等への転倒防止器具の取付けを、市の委託する業者が代行します。	本市に居住し、住民登録を行っている者で構成する世帯。			<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等</li> <li>印鑑(認印) ※申請者本人が署名しない場合。</li> </ul>	令和6年度は7月頃から申込受付予定。詳細はお問い合わせください。

ごみの収集、文化・スポーツ

発行:高知市保健所 健康増進課 電話:088-803-8005 FAX:088-823-8020

	制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考
				1級	2級	3級		
ごみの収集	高知市 ふれあい収集	環境業務課 856-5374	<p>高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行います。また、希望する方にはお声がけをすることにより、安否確認をします。</p>	○	○	○	<p>&gt;高知市ふれあい収集事業利用申請書 &gt;精神障害者保健福祉手帳の写し</p>	
			<p><b>対象地区</b> 市内全域</p> <p><b>対象世帯</b> 高知市内の居宅で生活している高齢者や要介護認定者のみの世帯で、可燃ごみやプラスチック製容器包装等を、世帯員自ら持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯 1 70歳以上で要介護1以上の認定を受けている一人暮らしの世帯 2 身体障害者手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯 4 療育手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯 5 その他、自らごみを持ち出すことが困難と認められる世帯 ※ ただし、同居者がいる場合でも、上記のいずれかに該当する世帯員のみで構成されている世帯は対象とします。</p>					
文化・スポーツ	各種スポーツ教室	高知県立 障害者 スポーツセンター 841-0021	水泳、卓球、ウォーキング、ヨット、カヌーなどを実施。市町村や施設・学校等への出前教室も実施しています。 【開催時期】 お問い合わせください					
	各種スポーツ大会		卓球、バドミントン、フレンドCUP、駅伝 【開催時期】 お問い合わせください					
	高知県障害者スポーツ大会		県内の障害のある方が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。 【開催時期】 毎年5月末の日曜日					
	全国障害者スポーツ大会		全国の障害のある方とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加の推進に寄与することを目的とし、高知県代表として参加します。 【開催時期】 毎年秋開催					
	スピリットアート (高知県障害者美術展)	実行委員会事務局 (公財)高知県 身体障害者連合会 872-9497	障害のある方の作品を公募して、芸術活動を促進するとともに、障害のある方に対する県民の理解を深めます。 【開催時期】 10月					
	高知県 障害者作品展		障害者の日々の生活の様子や作品を広く紹介するとともに、作品の展示販売等により県民との交流を通じて障害者への理解と認識を深めます。 【開催時期】 11月					

	制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考
				1級	2級	3級		
文化	オーテピア高知図書館 ・ オーテピア高知声と点字の図書館	オーテピア高知図書館 823-4946	『オーテピア』では、「オーテピア高知図書館」と「オーテピア高知声と点字の図書館」が協力して、活字を長時間集中して読むことができない方、目で読んでも内容がわからないまたは内容を記憶できない方など、だれもが読書を楽しめるように、資料と環境を整えています。  資料:大活字本、布絵本、録音図書、デイジー図書など 環境:セルフ貸出機、多機能トイレ、拡大読書器など	1級	2級	3級	【申請に必要なもの】 ➢ 専用の申込書で利用登録すると、さまざまなサービスが受けられます。 → 長期貸出し、対面音訳、サピエ図書館など ➢ オーテピア高知図書館の本を借りるには、共通利用カードが必要です。発行の申請時には住所確認できるもの(免許証・障害者手帳等)が必要です。高知市民図書館分館・分室でも発行ができます。  共通利用カードは、オーテピア高知図書館のほか、高知市民図書館分館分室でもご利用いただけます。	オーテピア高知図書館・オーテピア高知声と点字の図書館は会話のできる図書館です。お気軽にお越しください。 ●駐車場 :オーテピア全体で100台 こうちあったかパーキング 駐車場5台(うち車いす用 駐車場3台) ●駐車場料金 :最初の1時間400円、 以降30分ごとに100円 (オーテピアの利用者は最初の1時間無料。指定の民間駐車場でも割引サービスが受けられます。駐車券を各館の窓口で提示して、割引の手続きを行ってください。)
		オーテピア高知声と点字の図書館 823-9488	開館時間等 火曜～金曜:午前9時～午後8時 土曜 :午前9時～午後6時(7・8月は午後8時) 日曜・祝日 :午前9時～午後6時 【休館日】 月曜日(祝日の場合は開館)、毎月第3金曜日(8月および祝日を除く)、8月11日を含む4日間(資料特別整理期間)、年末年始(12月29日から1月4日まで)					
相談支援	障害者相談支援事業(高知市障害者相談センター)	障がい福祉課 地域生活支援室 823-9378	障害者相談センターは、障害のある方の様々な相談をお受けする地域の窓口です。 高知市では、東西南北の4地域に右記センターを配置し、相談員が訪問や電話で対応し、関係機関と連携を図りながら、支援を行います。	1級	2級	3級	【東部地域】 (布師田・大津・三里・五台山・高須・介良・南街・北街・下知) 障害者相談センター東部 (葛島4丁目3-3 東部健康福祉センター1階) 電話:882-9391/ファクス:885-3556  【西部地域】(朝倉・鴨田・旭街・初月・鏡) 障害者相談センター西部 (旭町2丁目21-6 障害者福祉センター2階) 電話:802-8166/ファクス:802-8167  【南部地域】(潮江・長浜・御豊瀬・浦戸・春野) 障害者相談センター南部 (百石町3丁目1-30 南部健康福祉センター1階) 電話:856-9255/ファクス:856-9257  【北部地域】 (一宮・秦・江の口・小高坂・上街・高知街・土佐山) 障害者相談センター北部 (丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階) 電話:820-5211/ファクス:856-5549	まずはお電話でご相談ください。 また、職員が外勤で不在の場合がございますので、来所による相談をご希望される場合は、事前にご連絡ください。
		開所時間 平日の8時30分～17時15分	費用 無料					

職業相談、就業支援、就業・生活相談

発行:高知市保健所 健康増進課 電話:088-803-8005 FAX:088-823-8020

制度名	担当	制度内容	手帳の等級			申請に必要なもの	備考
			1級	2級	3級		
職業相談	職業相談・紹介など 高知公共職業安定所 専門援助部門 障害者コーナー (ハローワーク高知) 878-5323	障害のある方に対する職業相談等について、専門の職員が対応しています。お仕事探しの支援等、個別の事例に対するサービスを行っています。ほかにも障害者職業能力開発校など職業能力開発のための施設の問い合わせができます。					
		主な支援制度等	・職業相談、紹介	お仕事探しの相談・紹介を行います。			
			・障害者トライアル雇用	ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試用雇用(トライアル雇用=原則6~12か月。短時間トライアル雇用=3~12か月)の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試用雇用終了後の常用雇用への移行を進めます。			
			・特定求職者雇用開発助成金	ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行います。(お仕事が長く続けられるように、企業の負担を軽減します。)			
			・定着支援	就職後、必要に応じ職場を訪問し、職場定着の支援を行います。			
・就職支援カウンセリング(予約制)	精神障害者・発達障害者雇用トータルサポーターが不安や悩み等をお聞きし、就職に向けてサポートしていきます。						
就業支援、就業・生活相談	就業支援 (職業相談) (職業準備支援) (ジョブコーチ支援) (リワーク支援) 高知障害者 職業センター 866-2111	障害のある方に対し、ハローワークやその他の支援機関と連携しながら、「就職に向けた支援」「職場定着に向けた支援」「職場復帰に向けた支援」を行っています。 また、事業主に対しても、ハローワークやその他の支援機関と連携しながら、障害のある方の雇い入れや雇用継続、職場復帰に関する支援を行っています。					当センターの利用にかかる費用は無料ですが、各種手当、交通費等は支給されません。
		・職業準備支援	就職や職場定着に向けて、個別のニーズや課題に応じたプログラムを作成し、様々な作業や講座を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身に付けるための支援を行います(支援期間:1~3か月)。				
		・ジョブコーチ支援	障害のある方の就職や職場定着のためにジョブコーチが職場を訪問し、障害特性に応じた支援を事業主・障害のある方、双方に行います。支援の期間は個別に必要な期間(標準2~3か月、最長7か月)を設定します。				
		・リワーク支援	うつ病等で休職中の方を対象に、センター内において職場復帰のためのウォーミングアップなどの支援を行います。また、必要に応じ復帰先企業でのリハビリ出勤等を活用しながら、円滑に復職できるよう支援を行います。				
就業・生活相談	高知障害者 就業・生活支援 センターシャイン 802-6185	障害のある方で、一般就労を希望されている方や、一般就労されている方の就業及び生活相談を実施しています。 また、職業開拓、職場定着支援を各関係機関と連携しながら支援をおこなっています。		手帳または主治医の意見書がある方を対象としていますが、詳細についてはお問い合わせください。また、手帳を取得されていない障害の疑われる生活困窮者等の支援も対象とさせて頂いております。相談や支援を行うことについては無料です。			